

浜松花と緑の祭 2026 出展参加要項

1 事業概要

- (1) 日 時 令和8年10月17日(土) 午前 10時 ~ 午後4時
18日(日) 午前 9時 ~ 午後3時
(ステージ: 午後4時まで)
- (2) 会 場 アクト通り及び東ふれあい公園(浜松市中央区中央一丁目地内)
- (3) 主 催 浜松市
- (4) 共 催 一般財団法人 浜松公園緑地協会
- (5) 実施主体 浜松花と緑の祭実行委員会
- (6) 開催目的 秋の都市緑化月間に啓発活動の一環として開催する。花と緑にふれあう中で花緑の大切さを再認識し、緑化や環境に対する意識の高揚を図るとともに、市民参加による緑の取組を推進し、市民活動の活性化を図る。また、中心市街地の商業事業者や地域住民との連携を深め、中心市街地の活性化を図る。
- (7) テーマ 通年「笑顔咲く 花と緑のある暮らし」
開催「いつもの日常に、花と緑を」
- (8) 来場者数 令和7年度 13,500人 (参考)
令和8年度 20,000人 見込み
- (9) その他 雨天決行

2 出展規定

- (1) 出展資格
- ・ 出展参加できる団体は以下のとおりです。
 - ア 花や緑に関するボランティア団体
 - イ 花や緑に関する物販やPRを実施する者
 - ウ 飲食物の販売営業を実施する者

※保健所が発行する営業許可証が必要です。

 - エ その他、本事業の趣旨を理解しており、実行委員会が認める者
- ・ 次のア～ウに該当する団体は出展できません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが、団体の役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている団体。
 - イ 政治・宗教の活動を目的とする団体
 - ウ 公の秩序に反する団体

(2) 出展条件

ア 共通事項

- ・ 10月17日・18日の2日間、出展してください。
- ・ 出展時間は、事業の開催日時と同様です。短縮及び延長はできません。
- ・ 終了時刻まで物販や体験が行えるよう、十分な準備をお願いします。
- ・ 1つのテントで2店舗が出展すること（共同出展）も可能です。
共同出展例：①2日間を2店舗で出展する、②別日で1店舗ずつ出展する
- ・ 出展場所では、※花や緑に関する装飾を行い、会場演出にご協力ください。
（※鉢植えや切り花、フラワーアレンジメント、花緑を用いたオブジェ等）
参考写真↓



- ・ 祭内で行う誘客イベント（スタンプラリー等）やステージへの出演等、一部協力をお願いする可能性があります。事業の成功にご協力ください。
- ・ 出展・物販に関する事故（来客に対する怪我、食中毒等）、交通違反（駐車違反等）、盗難、紛失、破損、その他出展者起因によるトラブルは、当該出展者の責任により対処してください。
- ・ 出展者名を記載した看板（テント上部に表示）は実行委員会にて設置します。
- ・ 物販や体験用の資材が終了した場合は、「完売御礼」や「SOLD OUT」の表記をして、来場者へ周知してください。
- ・ 環境への負荷低減のため、ごみ減量・リサイクルの推進及びプラスチックごみの削減にご協力ください。
- ・ 「浜松市花と緑の基金」の募金箱の設置にご協力ください。
- ・ 広報活動のため出展者名をチラシ、ホームページ等へ掲載します。その他個人情報は、本事業以外には使用しません。
- ・ 申請内容及び団体が本事業にふさわしくないと主催者が判断した場合は、出展をお断りすることがあります。
- ・ やむを得ない事業により開催直前であっても中止とする可能性があります。予めご了承ください。

イ 貸出資材

- 出展料には以下の資材の貸出料が含まれます。

品目	数量
三坪テント(2,700mm×3,600mm) ※四方幕なし	1張
長机(450mm×1,800mm)	2台
パイプイス	5脚まで

- テントには、四方幕がありません。必要な場合はお持ちください。
- 上記品目以外の資材は出展者にてご用意ください。
- 貸出資材を使用されない場合でも、出展料は減額されません。
- 貸出資材の数量は追加できません。必要な場合は各自でお持ちください。
- 万が一、出展者起因により貸出資材を破損した場合は、現物の代償をお願いします。

(飲食物の販売をされる方(以下、飲食出展)の場合)

- 飲食出展のテントには、衛生上の観点から貸出資材として四方幕を配付します。
- キッチンカーの出展も可能です。(キッチンカーで災害登録車両の場合は、その旨を申込書に記入してください)

ウ 電気・水道

- アクト通りは、既設の電源や水道が利用できます。
- 東ふれあい公園(飲食出展)は、電源がありません。必要な場合は、発電機等の機材をお持ちください。
- 出展場所によって電源や水道が近くにないこともあるため、延長コードや水汲み用の容器等をお持ちください。

エ 廃棄物の処理

- 発生ゴミ(例:飲食の提供に使用した容器、残飯、使用済みの資材、体験で出た残材等)は、出展者の責任により持ち帰ってください。
出展場所は、清掃し原状復帰をお願いします。
- 飲食提供による容器や鉄板等は、会場内で洗わないでください。

オ 搬入出

- 車両による会場への搬入、搬出は下記の時間帯で実施してください。

	10月17日(土)	10月18日(日)
搬入	午前7時～午前9時30分	午前7時～午前8時45分
搬出	午後4時～午後6時	午後3時30分～午後6時 (メインエリアは、ステージ終了後から搬出可能)

※歩行者、車両、施設等に十分注意し、事故のないよう気をつけてください。

カ 駐車場

駐車場の確保については、只今調整中です(静岡県浜松総合庁舎駐車場を検討中)。

- 駐車場の確保ができた場合 ⇒ 1団体につき1台まで駐車を可能とします。
2台目以降は近隣の駐車場をご利用ください。
※共同出展は1団体とみなし、駐車は1台です。
- 駐車場の確保ができなかった場合 ⇒ 全車両、近隣の駐車場をご利用いただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

キ 飲食店出店について

- ・静岡県内で取得した営業許可証が必要です。
- ・食中毒のリスクが高いメニューを提供しないでください。
- ・営業に必要な設備を整えてください。
- ・提供品目は原則1店舗1品目としてください。
- ・食材の衛生管理に十分注意してください。
- ・既製品を販売する際は食品表示が必要です。

詳細については、浜松市保健所からの通知をご確認ください。

※キッチンカーでの出店の場合には、キッチンカーの寸法を記載してください。

3 会場規定

(1) 出展場所

区分	主な出展者	場所
ア	主に花や緑に関するボランティア団体	メインエリア
イ	主に花や緑に関する物販やPRを実施する団体	ふれあいエリア「花」「緑」
ウ	飲食物の販売を実施する者 ※保健所発行の営業許可証が必要です。	東ふれあい公園のエリア

※応募多数の場合は抽選により出展者を決定します。

※出展配置は、実行委員会に一任願います。

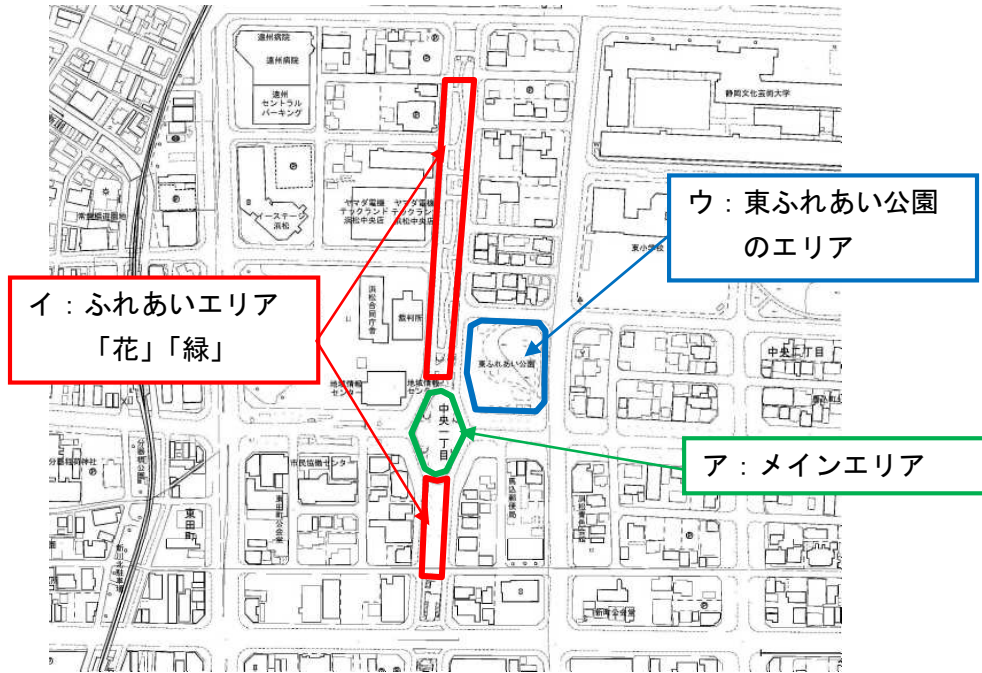
※飲食出展のみ、出展配置の抽選会を次のとおり行います。

※イベント趣旨により上記区分以外の場所へ出展をお願いする可能性があります。

【飲食出展】出展場所の抽選会

- (1) 日 時 令和8年7月24日(金) 午後4時～
- (2) 会 場 中央土木整備事務所1階 会議室1 (浜松市中央区北寺島町 617-6)
- (3) その他
 - ・抽選会は自由参加です。
 - ・参加しない団体は、実行委員会に一任されたものとします。

【会場レイアウト】



4 出展料

(1) 出展内容別の出展料は次のとおりです。

	出展内容	出展料
A	花緑に関する物販 (※1)	10,000 円
B	飲食物の販売営業 (※2)、その他の物販	20,000 円
C	花緑に関する事業や市が行う公共性の高い事業のPRを行うもの	免除
	花緑に関する体験講座等で、利益がなく材料費のみを徴収するもの	免除

※1 花苗、植木、園芸資材、地元物産（お茶、野菜、果物等）、花緑を原料、モチーフにした雑貨及びガーデニング雑貨等。

※2 アルコールの提供は不可。

(2) 以下の者は出展料を免除します。

	出展者	出展料
D	花緑に関するボランティア団体 (※3)	免除
	特別支援校、授産施設などの就労訓練を担う者	

※3 公共花壇や緑地の維持管理など公共性の高い活動をしている市民活動団体。

5 申し込み方法

(1) 提出書類

- ①出展参加申込書（全員）
- ②営業許可証の写し（飲食出展者のみ）

※提出書類は、市 HP からダウンロードできます。

👉 浜松市 HP 「浜松花と緑の祭」で検索



(2) 提出方法

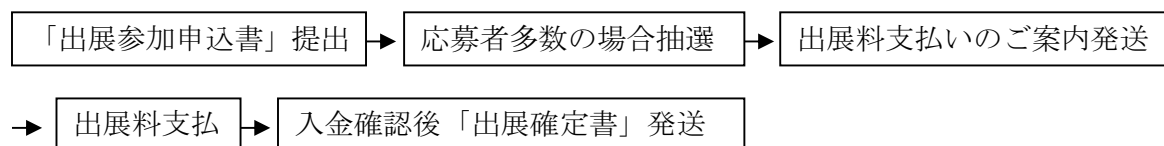
- ・提出先：「6 問合せ先」のとおり
- ・方法：Eメール、FAX、郵送、直接
- ・提出期限：**令和8年7月15日(水) 午後5時必着**

※出展取り消し等で出展枠に余裕が出た場合は、以降の申込を受け付ける場合があります。

(3) 支払

- ・出展参加申込書提出期限後、「出展料支払いのご案内(通知)」を送付します。
通知受取後、記載の指定口座へ入金または直接、出展料をお支払いください。
(支払期限：令和8年8月21日(金)頃を予定)
- ・入金後、出展者起因により出展を取り止めた場合、お支払いいただいた出展料は返金いたしません。予めご了承ください。

(4) 出展までの流れ



6 問合せ先

浜松花と緑の祭実行委員会事務局(浜松市 緑政課内)

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町 617 番地の 6 中央土木整備事務所 1 階

TEL：053-457-2597（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

FAX：050-3535-5217

Eメール：ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～イベント等における食品の取扱いについて～ (イベントへ出店する皆様へ)

不特定多数の方に有料で食品を調理・提供する場合、食品衛生法に規定する営業許可が必要となります。また、営業許可証は施設(テントやキッチンカー)毎に必要なとなります。

イベント出店時には、営業許可を取得していることがわかるよう営業許可証の原本を携帯し、以下の事項に十分注意して営業しましょう。

□ 営業に必要な設備は整っていますか？

- ・テントの三方囲いやシンク、提供品目に応じた容量のタンク等が必要です。
- ・静岡県内で取得した営業許可証があれば、浜松市内で営業が可能です。



□ 食材は衛生的に管理できますか？

- ・冷蔵が必要な原材料は、調理直前まで冷蔵してください。
- ・かき氷の氷は、冰雪製造業の許可を取得した施設で作られたものを使ってください。



□ 調理担当者の体調確認はしましたか？

- ・下痢、腹痛、吐き気(嘔吐)等の症状がある人は食品を扱わないようにしましょう。
- ・食品を扱う前は、しっかり手を洗いましょう。
- ・必要に応じて使い捨て手袋を使用しましょう。



□ 食中毒のリスクが高いメニューを提供していませんか？

- ・生食用食品(刺身、生食用食肉、生卵等)は提供できません。
- ・中心まで火が通っていない食品(半熟卵、レアなお肉等)や生野菜の提供は避けてください。



□ 施設の規模や調理能力に見合った提供品目になっていますか？

- ・提供品目は**原則1店舗1品目**としてください。
- ・露店でのアイスクリームの販売は、既製品の小分け(ディッシュアップ等)に限ります。



□ 下処理は許可施設等で衛生的に行いましたか？

- ・食品は前日に調理せず、提供直前に中心部まで十分加熱してください。
- ・カット済み野菜等を利用する等、現地での調理は簡易なものにしてください。



□ 表示のない商品を販売していませんか？

- ・既製品を販売するときは、食品表示が必要です。
- ・営業許可を取得している施設で製造された商品を販売してください。



営業許可証の取得には1週間程度お時間をいただきます。時間に余裕をもってご準備ください。



※利用者から体調不良等の申し出があった場合は、直ちに保健所へ届け出てください。



【中央区(※三方原地区を除く)】
浜松市保健所 生活衛生課
浜松市中央区鴨江2-11-2
TEL: 053-453-6114

【中央区(※三方原地区のみ)、浜名区、天竜区】
浜松市保健所 保健所浜北支所
浜松市浜名区貴布祢3000
TEL: 053-585-1398

※三方原地区: 初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町